

## 久喜市ショートステイ事業条例の一部を改正する条例

久喜市ショートステイ事業条例(平成22年久喜市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市内に居住する」を削る。

第7条ただし書中「生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護世帯に属するとき」を「本市において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。